

熊谷市農業委員会
第32回総会議事録

令和6年3月28日（木）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第32回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年3月28日(木) 午後1時30分
 (2) 閉会の日時 令和6年3月28日(木) 午後3時05分
 (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
 (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
 (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	欠	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	欠	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	1 6	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	1 7	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	1 8	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	1 9	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	2 0	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	2 1	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	2 2	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	2 3	出	田沼 寛央
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	欠	細田 文男
1 1	－	欠 員	2 5	出	森 一男
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	奥野 進	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見について

議案第6号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第32回総会を開会いたします。 それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。 以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。
議長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局次長	本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中25名でございます。
議長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 (議長一任の声あり) 議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、10番、夏目委員、11番、田中委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 議案第6号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について 以上、6議案です。よろしく御審議願います。

議長	各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書の1頁と2頁、議案書資料の1頁と2頁を御覧ください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については全9件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。 また、議案番号2について補足説明がございます。本件は営農型太陽光設置に伴う〇〇〇〇〇〇を目的としているため、許可要件として農地法第5条の一時転用許可についても併せて必要とするものです。議案番号2については、先月の第31回総会の議案第4号の議案番号2において既に農地法第5条の一時転用許可の審議をいただいております、許可相当として議決いただきました。 現在、埼玉県に進達され〇〇〇〇〇〇であるため、本件が許可として議決されれば、5条（一時転用）の〇〇〇〇〇〇後、許可日の調整を行ってから許可となる見込みです。そのため、本件の許可日は3条の通常許可日ではなく、農地法第5条の一時転用の許可日と同日となります。 説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、事務局説明にありましたとおり、議案番号2の農地法第3条の区分地上権については、前回2月の総会において「条件付きの許可相当」として御審議いただきました農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）と同日許可とするという条件を付すとのことですので、先に審議いたします。質疑、意見等ございませんか。 （なしの声） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号2について、「農地法第5条（一時転

議長	用)の許可が下りた日と同日に許可をする」という条件を付して、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きまして、議案第1号における議案番号2以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号における議案番号2以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書の3頁、議案書資料についても3頁を御覧ください。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、「自己用住宅の敷地拡張」1件です。 農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議長	議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書の４頁から１３頁、議案書資料の４頁と５頁を御覧ください。 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請については全１９件となります。内訳は「自己用住宅」１４件、「排水路」１件、「太陽光発電設備」２件、「敷地拡張」１件、「敷地造成」１件です。 農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

	議案書１４頁から４３頁、議案書資料６頁を御覧ください。 申請件数は２１７件、４０８筆、５３０,３１８.８１㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。 以上、御審議の程、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	まず、議事参与の制限に関する案件がございますので、先に審議いたします。 はじめに、議案番号１１３３から１１３５については、借受人が私、木部であるため、議事参与の制限により一時退席します。 この間、議長を夏目職務代理に代わっていただき、先に審議をお願いいたします。 （ 木部会長 退席 ） （ 議長を夏目職務代理に代わる ）
夏目職務代理	議案番号１１３３から１１３５について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案番号１１３３から１１３５について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号における、議案番号１１３３から１１３５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。 （ 木部会長 入室 ）

議長	続きまして、議案番号１１５３については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号１１５３について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号１１５３について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして、議案番号１１５６から１１５８については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号１１５６から１１５８について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議案番号１１５６から１１５８について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ）
----	---

議長	続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局から議案第５号について概要を説明する。】 議案書４４頁から５６頁まで、議案書資料７頁を御覧ください。 議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について御説明いたします。 今回の促進計画は、奈良地区、秦南部地区、中条地区、津田・向谷地区、三尻地区、津田新田・屈戸地区、中曽根地区、玉作地区、新堀新田地区の９地区の案件について審議していただきます。 貸借内容については、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。 今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する１５３筆は、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成しており、各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。以上、御審議の程、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。

議長	はじめに、議案番号２については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号２について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における、議案番号２について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして、議案番号３については、借受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号３について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ）
議長	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における、議案番号３について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして、議案番号４ １から４ ３については、借受人が〇〇委員

	でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号４１から４３について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （なしの声） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における、議案番号４１から４３について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議事参与の制限に係る案件以外につきまして、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第６号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを上程し、事務局の説明を求めます。
議長	
事務局	【事務局から議案第６号について概要を説明する。】 議案書５７頁から６１頁まで、及び本日配付した追加資料を御覧ください。 議案第６号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について御説明いたします。

	本指針は平成３０年に制定された指針が終期を迎えることから、新指針を改めて定めるものでございます。期間については、前指針と同じ６年でございます。農業委員の任期ごと、すなわち３年ごとに見直しを行うことから３年ごとの目標を設定しています。なお、単年度ごとには、この指針に基づいて別途作成をいたします。 第２の具体的な目標について説明をいたします。まず、遊休農地について、管内の農地面積については過去の６年間の減少率を反映させております。遊休農地面積については直近の面積を、目標については単年度目標と乖離をしないように算出しています。 続いて、集積、集約化についてですが、現状の面積は令和４年度末の結果になっています。まもなく、今年度のものが出るとおられますので、この数字が目標と矛盾する場合は次回の総会において改めてお諮りをいたします。 続いて、新規参入について、現状値については過去６年間の新規参入者の数字となっています。増加数については同期間の実績を反映したのものになっています。 他の文言についての変更等はございません。以上、よろしく御審議をお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第６号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（１）から（４）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。

事務局次長	以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。 木部会長、ありがとうございました。 次に次第の６、その他に移らせていただきます。 【農業委員会事務局より以下の説明及び報告を行う。２月２９日埼玉県受理の行政不服審査請求書に関して説明及び弁明方針を説明、了承。農業委員、農地利用最適化推進委員の最終的な応募状況について報告。令和６年度農業委員会予定表について報告、了承。熊谷農委だより７６号発行の報告及び配布方法の変更について説明、了承。タブレットログイン方法の変更について説明。】 事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。 （ なしの声 ） それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。
夏目会長職務代理	（ 閉会のあいさつ ）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主任	吉永 剛
主任	滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

主査	飯田 正乃
----	-------

産業振興部東部地域開発推進室

主幹	村松 早人
主査	佐久間嘉行

令和6年3月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次

署名委員 夏 目 亮 一

署名委員 田 中 輝 久